

区分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
<p>【凡例 (道計画素案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太字箇所 (特太ゴシック) : 骨子(案)掲載箇所 ・水色着色箇所 : 第1回有識者懇談会でのご意見反映箇所 ・黄色着色箇所 : 道独自に策定する箇所 			
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年(2019年)6月、「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第475号。以下「法」という。)が成立し、公布・施行された。法第8条第1項においては、「文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画(略)を定めなければならない」とされている。本計画は、当該規定に基づき、また、法第22条第2項に定める学校教育情報化推進専門家会議から意見を聴取し、関係行政機関の長と協議したうえで、文部科学大臣が策定するものである。 ・本計画は、我が国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の国の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、法第9条において努力義務とされている、各自治体の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものである。 ・第1部総論では、我が国における学校教育の情報化の方向性について、現状と課題、それらに応じた4つの基本的な方針、計画期間、目標、基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点としてまとめた。第2部各論では、基本的な方針を実現するための施策として、個別の施策を整理した上で、施策の遂行に当たって特に留意すべき視点をまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化の進行や産業構造の変化、ICTやグローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験では解を見出すことが難しい時代になっている。このような変化の激しい時代にあって、子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認め、地域などの多様な人々と連携協働しながら、それを生かしていくことが大切である。 ・北海道(以下「道」という。)は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第四十七号。以下「法」という。)第9条第1項に基づき、文部科学大臣が定める学校教育情報化推進計画(以下「国計画」という。)を基本として、北海道における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を策定し、施策を推進することにより、ICT環境を最大限に活用して、本道の子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現を図るものである。 ・本計画は、法第9条第2項において努力義務とされている、道内市町村の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものである。 ・第1部総論では、本道における学校教育の情報化の方向性について、現状と課題、それらに応じた本道として重点的に推進する方針及び4つの基本的な方針、計画期間、目標、基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点としてまとめた。第2部各論では、重点的に推進する方針及び基本的な方針を実現するための施策として、個別の施策を整理した上で、施策の遂行に当たって特に留意すべき視点をまとめた。 	<p>教育行政執行方針(令和4年2月)</p>
<p>第1部 我が国/北海道における学校教育の情報化の方向性(総論)</p>	<p>1 学校教育の情報化の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超スマート社会(Society5.0)の到来により、我が国は、これまでにない新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎えつつある。それは、不透明で変化の激しい時代ともいえるが、新たな創造の時代への過渡期でもある。また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を含む社会の変化は加速している。 	<p>1. 本道の学校教育の情報化の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国においては、人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わる未来の姿を「Society5.0」と提唱し、経済発展と社会的課題の解決の両立を図る取組を進めている。 	<p>北海道教育推進計画 第2章1(2) Society5.0の到来</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・急速に変化する社会状況の中で、子供たちは、課題解決型学習等により、身近な事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められている。 ・デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイング (Well-being) が具現化されるような教育の在り方が、今改めて求められている。 ・世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」を、学習の基盤となる資質・能力として教科等横断的に育成していく必要がある。 ・ICTの活用が日常的になるにしたがって、利用についてのルール設定や指導が十分でない中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、ICT機器を必要以上に長時間にわたり使用したり、健康を害したりする例もある。また、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持たないまま、誤って他人の著作物等を利用してしまう可能性や、授業目的の場合は著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できることから、授業外においても著作物を自由に利用できるという誤った認識を抱いてしまう可能性もある。子供たちの未来の成長を支えるとともに、国際的ルールを遵守する観点からも、情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラルと必要な知識を習得させる必要がある。 ・新たな教育の創造と充実、子供たちが豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするためにも欠かせないものであり、その重要性は多方面から指摘されている。まさに教育は国家百年の大計を担うものであり、新たな時代の新たな教育創造が不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本道においても、人口減少や少子高齢化に伴う人手不足や医療・福祉・交通・教育機会の確保などの課題が顕在化している。また、広域分散型で小規模自治体が多いといった地域特性を有する中で、利便性や効率性、持続可能性等を考慮した場合、これまで当たり前と考えられてきた業務や習慣について、デジタル化を前提に見直すデジタル・トランスフォーメーションや、新たなテクノロジーを活用して課題解決を図ることの重要性が高まっている。 ・こうした中、国の「GIGA スクール構想」により、学校における高速大容量のネットワーク環境整備の推進と、子ども一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示され、さらに、令和2年2月以降における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障する環境の実現を目的として、「1人1台端末」の計画が前倒しされるなど、学校におけるICT環境の充実が図られ、遠隔授業やオンライン学習など、ICTを活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化した。 ・義務教育段階では、自ら問題を見だし、解決方法を探して決定し、実行し、振り返る過程を重視する授業改善や、小・中、中・高といった学校段階間の連携の強化、望ましい学習習慣・生活習慣の定着に向けた家庭や地域との連携などの取組を一層充実させ、一人一人の可能性を伸ばしながら、これからの時代に求められる資質・能力が身に付くよう児童生徒を育成する必要がある。 ・高等学校では、2022(令和4)年度から新高等学校学習指導要領が年次進行で実施され、新たに学校における基盤的なツールとなるICTも適切に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に活かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進める必要がある。 ・また、AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとられず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれらを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力を育成する教科等横断的な教育である「STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics) 教育」の推進が求められている。「STEAM教育」を実現するためには、カリキュラム・マネジメントの取組を一層進めることが重要である。 	<p>ICT 活用授業指針 I 指針策定の趣旨・北海道教育推進計画第2章1(4)</p> <p>北海道教育推進計画第2章2(3) 学力</p> <p>北海道教育推進計画第2章2(3) 学力</p> <p>北海道教育推進計画第2章2(3) 学力</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊迫する国際情勢の中で、国の通信基盤や国民のICTリテラシーは、国民の生命や安全を守る上で重要な存在であることが再認識された。自然災害の多い我が国においても、こうした「ナショナルインフラ」ともいべき通信基盤の整備やICTリテラシーの向上に戦略的に取り組むべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化が進展する中、ICTは特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段である。国のGIGAスクール構想により1人1台端末の整備が行われたことから、特別支援教育の充実に向け効果的に活用する必要がある。 ・これからの社会では、語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考力などの基盤的学力に加え、情報を取捨選択し読み取るなどの情報活用能力を習得し、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造する人材の育成に向けた教育が重要である。 	<p>北海道教育推進計画 第2章2(4) 特別支援教育</p> <p>北海道教育推進計画 第2章1(2) Society5.0の到来</p>
	<p>(1) 児童生徒の資質・能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の生徒の学力を見れば、数学や科学に関するリテラシーは継続して世界トップレベルである一方、複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど、言語能力や情報活用能力に課題がある。さらに、我が国の生徒の生活全般における満足度等は47か国・地域中43位となっている。(PISA, 2018) ・我が国においては、デジタル機器の利用について学校よりも家庭が先行している面もあり、デジタル機器を利用して「ネット上でチャットをする」「1人用ゲームで遊ぶ」頻度が多いと回答した生徒の割合は、OECD加盟国の中で最も多かった。一方で、学校の授業におけるデジタル機器の利用時間は短く、OECD加盟国中最下位であった。つまり、学校外ではゲームやチャットなど学習以外にデジタル機器を利用しているものの、学校の授業や学習において積極的にICT2を活用している状況にはなかつた、といえる。(PISA, 2018) ・他方、「授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思いますか」という質問に対して約8割、「学習の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という質問に対して9割以上の児童生徒が「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答しており、児童生徒のICT活用への関心や意欲が高いことが明らかになった。(平成31(令和元)年度(2019年度)、令和3年度(2021年度)全国学力・学習状況調査) 	<p>① 児童生徒の資質・能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、ICT環境の充実や教員のICT活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICTを適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要である。 ・義務教育段階の子どもたちの学力は、「全国学力・学習状況調査」の結果から見ると、一部の教科で全国の平均正答率を上回った年があるものの、多くの教科で全国平均に届いていない状況が続いている。この調査結果から本道の児童生徒は、自分の考えをもち、道筋を立てて説明することなどに課題が見られることや、授業以外で勉強する時間が短く、ゲームをする時間が長いなどの傾向が見られる。 ・他方、主体的な学びや対話的な学びに関する質問に肯定的に回答した本道の学校の割合は、小・中学校ともに全国に比べて高く、このように回答した学校ほど各教科の平均正答率が高い傾向がある。また、児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面や児童生徒同士でやりとりする場面で1人1台端末を「ほぼ毎日」使用させたと回答した本道の学校の割合は、小・中学校ともに全国に比べて高く、このように回答した学校ほど各教科の平均正答率が高い傾向がある。 	<p>北海道教育推進計画 第2章2(9) ICTの活用</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2(3) 学力</p> <p>令和4年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書 1 本道の状況と改善の方向性 (2) 授業改善</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>(2) 教職員の指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の下、各教科等の指導を通じて育成を目指す資質・能力を着実に育成するに当たっては、ICT環境を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことが重要である。このため、デジタルを活用した新たな教育手法の開発・普及が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校では、1年生を対象とした「北海道高等学校学習状況等調査」の結果で、学習意欲が高校入学前に比べ高まっている生徒の割合は増加傾向、授業がある日に家庭学習等を全く行わない生徒の割合は減少傾向にあることから、引き続き学習意欲を高める教育活動を行うことが大切である。また、他者と協働的に学習に取り組み課題を解決しようとする取組についての肯定的な回答は、調査開始時に比べ増加しているものの、生徒が様々な変化に積極的に向き合ったり、他者と協働して課題を解決したりすることなどが一層求められている。このため、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、生徒の資質・能力を育成する必要がある。 体育や保健体育の授業では、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められていることから、ICTを効果的に活用した授業の改善などにより、子どもたちの体力・運動能力の育成を図る必要がある。 子どもたちのICT活用に関わり、スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっている。このため、児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要である。 不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切である。各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、市町村の教育支援センターや民間の施設等と連携し、ICTの活用などにより教育機会を確保することも求められている。 <p>② 教員の指導力</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の養成に当たっては、高等教育機関と緊密に連携しながら、学生・教員一人一人が継続的に知識・技能を習得し、資質能力の向上を図ることが重要である。また、本道の広域分散型の地理的特性を踏まえ、オンライン研修を拡充するなど、引き続き研修計画の不断の見直しや多様な専門性を有する指導体制の構築を進めるとともに、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図っていく必要がある。 	<p>北海道教育推進計画 第2章2 (3) 学力</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (6) 体力・運動能力や健康教育</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (9) ICTの活用</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (10) いじめ・不登校</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (11) 学校や教員を取り巻く状況</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想により1人1台端末などの環境が急速に整備され、今後はより積極的な活用が重要なフェーズとなっている。1人1台端末での学びは大部分の学校にとって初めての取組であるとともに、教職員の研修が十分ではない、教職員によってはICT利活用のノウハウが不足している、地域や学校によっては利活用に遅れがみられる、などの指摘がある。まずは教職員がデジタルに慣れ親しみ、使いこなし、適応していくとともに、デジタル活用のスキルを向上させていくことが求められている。 ・関係者への説明などが十分にされないまま、ICT端末の学習用ツールのうち、一部の機能を制限している例が見受けられる。子供たちにICT端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、保護者等とも共通理解を図りながら、安全・安心に持ち帰りを行うことのできる環境づくりを実現していくことが重要である。 ・令和4年度(2022年度)入学生から高等学校における情報Iが新たに必修となる一方で、一部の地方では免許外教員の割合が多いなど、教員の確保と配置の適正化に課題がある。 ・GIGAスクール構想の実現のため、ICT支援員(情報通信技術支援員)など、学校の情報化の推進を支える専門的な人材の確保と強化が求められているにも関わらず、市町村によって支援人材の配置が偏在している、地域に相応しい人材がいない、などの声があり、文部科学省「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」において掲げられている「4校につき1人配置」という目標は達成できていない。 (3) ICTの環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の子供たちは、生まれながらにICTの恩恵を受けて育っている「デジタルネイティブ」ともいえる世代であり、鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして、1人1台端末をはじめとする教育環境を整えることが必須である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の令和3年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では授業にICTを活用して指導することが「できる」「ややできる」と回答した教員の割合は75.9%であり、全ての教員が授業でICTを活用することができるよう、教員のICT活用指導力の向上が必要である。 ・令和4年度全国学力・学習状況調査の結果では、1人1台端末を持ち帰って家庭で利用できるようにしている学校は、持ち帰らせていない学校に比べて平均正答率が高い傾向にある。また、学校質問紙において、1人1台端末を毎日持ち帰って利用させている全道の学校の割合は、小学校が5.4%、中学校が11.5%であり、全国の割合(小学校14.2%、中学校17.0%)と比べて低くなっている。その理由として、令和4年度の調査では、家庭での端末の破損等の不安がある、情報セキュリティの確保に不安がある、持ち帰りに対する保護者の理解に不安があるという回答が多くなっている。 ・令和4年度(2022年度)入学生から高等学校における情報Iが新たに必修となっており一方で、道立高等学校では、令和4年5月現在で17%(235人中39人)の教員が免許外教科担任であるなど、情報科担当教員の確保に課題がある。 ・教員がICTを活用しながら、児童生徒の学びの質を高める授業を進めるためには、ICT活用や管理に関する日常的なサポートや児童生徒への技術的なアドバイスを行うICT支援員(情報通信技術支援員)を効果的に配置し、教員の負担軽減を図る必要がある。このため、国ではICT支援員を4校に1人配置する経費を地方財政措置しているが、地域によっては支援員の人材確保が難しい状況があるなど、道内においても配置状況には地域差が見られ、令和3年度の全道の配置は、国の配置目標の17.7%にとどまっている。 ③ ICTの環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業や分散登校などの措置が取られ、学校に登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、学校と家庭をオンラインで結んだ学習活動をはじめとするICTを活用した学習スタイルが急速に進展した。 	<p>令和4年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書 1本道の状況と改善の方向性 (4) 望ましい学習習慣の確立</p> <p>北海道教育推進計画第2章2(9) ICTの活用</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のICT環境整備については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」などにより、学校ICT環境の整備に向けた地方財政措置が講じられるとともに、文部科学省としても、各自治体における計画的な整備を促進してきた。しかしながら、地方間で整備状況の差が大きく、我が国全体の学校ICT環境は各国の後塵を拝していた。 ・このため、GIGAスクール構想により、児童生徒1人1台端末や高速大容量通信ネットワークなどの学校ICT環境について、全国で抜本的な整備促進を行った。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等も踏まえてGIGAスクール構想を前倒しし、緊急的に必要な累次の補正予算を編成し、急ピッチで学校の環境整備を前進させ、端末の整備等の水準は世界的に見ても遜色のないものとなっている。 ・これにより、デジタル化の3段階のうち、第1段階の準備は整ったところである。今後は、全ての学校において第1段階を着実に実行しつつ、当面、第3段階を見据えながら、全国全ての学校で、第1段階から第2段階への移行を着実に進めることが適当である。 ・一方で、急速な整備の中で、機器の設定による制限やベストエフォートでの混雑などのボトルネックにより、ネットワーク回線の速度が十分でない、指導者用端末をはじめ、充実した指導を行うための設備が不足している、学校や家庭への支援等に関する取組状況が自治体間でばらつきがあるなど、利活用を進めるにあたっての課題も明らかになっている。教師が新しい取組に挑戦することを躊躇させず、児童生徒が円滑に学ぶことができる環境を実現するために、政府と学校設置者、学校現場が一体となって、明らかになった課題を一つずつ改善していく必要がある。 (参考) GIGAスクール構想に関する各種調査の結果 (文部科学省調査) ・教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数 (全学校種) 【公立】 全国平均: 1.4人/台(令和3年3月1日)←4.9人/台 (令和2年3月1日) 【私立】 全国平均: 1.4人/台(令和3年3月末)←2.2人/台 (令和元年度末) ・校内ネットワーク環境 (普通教室の無線LAN整備率) 全国平均: 78.9%(令和3年3月1日)←48.9% (令和2年3月1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Society 5.0時代においては、社会のあらゆる場所で、ICTの活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのICT機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。 ・令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示された。こうした中、国の「GIGAスクール構想」により、小・中学校においては令和3年4月から、高等学校においては令和4年4月の新入学生から学年進行で1人1台端末の環境下での新しい学びがスタートしている。 ・一方で、急速な整備の中で、機器の設定による制限やベストエフォートでの混雑などのボトルネックにより、ネットワーク回線の速度が十分でない、大型提示装置など、充実した指導を行うための設備が不足している、学校や家庭への支援等に関する取組状況が自治体間でばらつきがあるなど、利活用を進めるにあたっての課題も明らかになっている。教員が新しい取組に挑戦することを躊躇させず、児童生徒が円滑に学ぶことができる環境を実現するために、国と道、市町村、学校現場が一体となって、明らかになった課題を一つずつ改善していく必要がある。 (参考) GIGAスクール構想に関する本道の各種調査の結果 (文部科学省調査) ・教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数 (全公立学校種) 全道平均: 1.0人/台(令和4年3月1日)←4.8人/台 (令和2年3月1日) ・校内ネットワーク環境 (普通教室の無線LAN整備率) 全道平均: 95.6%(令和4年3月1日)←48.7% (令和2年3月1日) 	<p>北海道教育推進計画 第2章2(9) ICTの活用</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2(9) ICTの活用</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>・新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業が長期にわたり行われた中で、全国の学校現場では児童生徒の学習機会の保障に取り組んだ。文部科学省において、臨時休業等の非常時における端末の持ち帰りの準備状況を調査したところ、全国の公立小中学校等の 95.2%から、持ち帰りについて準備済みとの回答を得た (令和4年 (2022年) 1月末時点)。また、臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況については、令和3年9月時点の 31.2%から、69.6%(令和4年 (2022年) 1～2月)に増加した。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業が長期に渡り行われた中で、全道の学校現場では児童生徒の学習機会の保障に取り組んだ。道教委で臨時休業等の非常時における端末の持ち帰りの準備状況を確認したところ、全道の全ての公立学校で、持ち帰りについて準備済みとの回答を得た (令和3年度末時点)。また、道内の臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議サービスの活用状況については、令和3年9月時点の54.5%から、76.1%(令和4年 (2022年) 1～2月)に増加した。</p>	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>(4) 学校における働き方改革と組織・体制²²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECDの調査によると、小・中学校ともに、日本の教師の1週間当たりの仕事時間の合計は参加国の中で最長であり、事務業務に係る時間が参加国の平均と比べて長い傾向にある (TALIS2018)。校務の情報化などICTの活用による校務効率化により、教員の事務業務にかかる時間を減少させることが必要である。 ・文部科学省による平成28年度 (2016年度) の教員勤務実態調査においても、総授業時間数の増加などを理由として、小・中学校教師の勤務時間は10年前の調査と比較して増加している。 ・令和3年 (2021年) 12月に文部科学省が公表した「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果によると、教職員の時間外勤務は、平成30年度 (2018年度) 以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、取組を加速させていく必要がある。 ・このような実態も踏まえ、文部科学省では、小学校35人学級の計画的整備や、教員業務支援員等の支援スタッフの配置拡充などに取り組んでいるが、ICTを活用して成績処理などの事務作業の負担軽減を図ることや、勤務時間管理を徹底することなども含め、デジタルを活用した学校の働き方改革を一層推進する必要がある。 ・GIGAスクール構想は学校の働き方改革にも有効であると考えられるが、ICT担当教師1人のみに負担が集中している、学習者用端末の管理等に関して業務量が増えているといった指摘がある。また、学校設置者におけるICT教育の推進体制が十分ではなく、学校や教職員に対する支援が行き届いていない地方がある。 	<p>④ 学校における働き方改革と組織・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革については、本道においても月 45 時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が 56.9%に上っており (令和元年度)、大きな課題となっている。この背景には、学校に対する過度な期待・依存などから、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大されてきたこと、管理職自身が多忙であることや学校の組織運営体制が未整備であることから、学校が組織としての力を発揮するために必要な管理職のマネジメントが十分に働いていないことなどが挙げられる。このような中、これまでも教員業務支援員の配置等により、教員の子どもの向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところであるが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、ICT を活用して、より積極的な対策を進めていく必要がある。 ・校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながる。このため、学校における児童生徒の出欠状況や成績情報、保健情報など、様々な校務に係る情報を一元的に処理する統合型校務支援システムなどの ICT の活用を推進する必要がある。 ・校務支援システムについて、道立学校においては、令和4年度から、高等学校において学年進行により本格実施している学習指導要領による指導要録等の様々な様式の変更に対応するとともに、新型コロナウイルスをはじめとした感染症の状況等を登録、集計する機能や入学者選抜に係る報告など新たな機能を追加した新システムを全ての道立学校で運用しており、指導要録の電子化など、業務の効率化を行っている。また、市町村立小・中学校においては、令和4年3月現在で、141市町村の1,189校が校務支援システムを導入している。 	<p>北海道教育推進計画 第2章2 (11) 学校や教員を取り巻く状況</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (9) ICTの活用</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針 (法第8条第2項第1号関係)</p> <p>1. に記載した学校教育情報化の現状と課題に対応するため、以下の4つの基本的な方針を定めることとする。</p>	<p>2. 本道の学校教育の情報化に関する基本的な方針</p> <p>1 に記載した学校教育情報化の現状と課題に対応するため、道として重点的に推進する方針を定めるとともに、4つの基本的な方針を定める。</p> <p>(1) 北海道として重点的に推進する方針</p> <p>I 小学校から高等学校までの12年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領において、学習の基盤となる資質・能力の一つに位置付けられた、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」の育成のため、小・中・中・高の学校種間で円滑に接続されるよう、小学校から高等学校までの12年間を見通してICTを活用した授業改善等の取組を一体的に推進し、ICTをこれまでの実践と最適に組み合わせることで有効に活用して教育の質を向上させることが必要である。 ・学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、国が作成した各学校種段階において身に付けさせるべき「情報活用能力の体系表例」を踏まえ、教科等の指導において、学年、学科の特性や内容に応じて効果的にICTを活用することができるよう、教員のICT活用指導力の一層の向上を図ることが求められている。 ・こうした取組を道内全ての学校で推進することにより、ICTの活用に関する地域間や学校間の差を解消する必要がある。 <p>II 本道の広域分散型の特徴を踏まえた遠隔授業・オンライン研修の推進による教育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の広域分散型の特徴を踏まえ、どの地域に住んでいても、児童生徒の学習ニーズに対応した質の高い教育を受けることができるようにするとともに、離れた市町村や他都府県、海外の学校の児童生徒との交流等を行うことで、児童生徒の学習の幅を広げることができるよう、義務教育段階から高等学校段階におけるICTを活用した遠隔教員の取組を推進する。 ・教員が、子どもと向き合う時間を確保しつつ、主体的に学び続け、自らの資質能力の向上に取り組むことができるよう、勤務地を離れることなく多様な研修を受講できるオンライン研修を推進する。 	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
		<p>・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症による臨時休業時等に加え、本道の特徴として冬季期間の雪害等における臨時休業時等において、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学びの保障のため、オンライン学習を一層推進する。</p>	
	<p>(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Society5.0 の到来により、さらに技術革新が進んでいく新たな時代において、子供たちには、高い志を持つこととあわせて、技術革新と価値創造の源となる飛躍的な知を発見・創造することなど、新たな社会を牽引する能力が求められる。特に、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けている情報活用能力の育成が必要不可欠である。また、当該能力の着実な育成のためには、各学校がカリキュラム・マネジメントを行うと同時に、情報活用能力の育成状況について教育委員会が正確に把握することが求められる。 ・ ICT を積極的に活用し、すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められる。多様で大量の情報が取り扱えるのみならず、時間・空間の制約を超えることができるなどのICTの特性・強みを生かし、端末を日常的に活用することで、児童生徒自身が、ICTを新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用できるようにすることが必要である。また、そのためには、児童生徒が自ら進んで学習する、自律的な学習者となることが求められる。 ・ ICTの活用は令和の日本型学校教育の前提であり、教育の質を向上させ、子供たちの資質・能力を伸長させることが重要であり、ICTをこれまでの実践と最適に組み合わせる有効に活用するという視点が重要である。 	<p>(2) 基本的な方針</p> <p>① ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校においては、ICT 環境の充実や教員の ICT 活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等において ICT を適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、ICT をこれまでの実践と最適に組み合わせる有効に活用して教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要である。また、ICT を活用した授業や、家庭での学びを授業に結びつける新しい学習サイクルを充実させ、教員が教え込む授業から児童生徒が主体的に学ぶ授業に転換する必要がある。 ・ 義務教育段階においては、自ら問題を見だし、解決方法を探して決定し、実行し、振り返る過程を重視する授業改善や、小・中、中・高といった学校段階間の連携の強化、望ましい学習習慣・生活習慣の定着に向けた家庭や地域との連携などの取組を一層充実させ、一人一人の可能性を伸ばしながら、資質・能力が身に付くよう児童生徒を育成する必要がある。 ・ 高等学校では、2022 年度(令和4年度)から新学習指導要領が年次進行で実施され、新たに学校における基盤的なツールとなる ICT も適切に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に活かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進める必要がある。あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、生徒の資質・能力を育成する必要がある。 ・ AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力を育成する教科等横断的な教育である「STEAM 教育」の推進が求められている。 	<p>北海道教育推進計画 第2章2 (9) ICTの活用</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (3) 学力</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (3) 学力</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (3) 学力</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>・不登校、病気療養、障害、日本語指導を要すること、あるいは特定分野に特異な才能を有することなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、さらには個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等に、ICT の持つ特性を最大限活用していくことが重要である。</p> <p>・児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校教育の情報化の基盤ともいえる。このため、情報モラルも含めた情報活用能力を各教科等の指導の中で育成するとともに、子供たちにICT端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者等とも共通理解を図ることが重要である。さらに、これからの情報化社会においては、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題解決する力が一層求められる。</p>	<p>・体育や保健体育の授業では、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められていることから、ICT を効果的に活用した授業改善などにより、子どもたちの体力・運動能力の育成を図る必要がある。</p> <p>・不登校児童生徒への支援に当たっては学校に登校するという結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切である。各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、市町村の教育支援センターや民間の施設等と連携し、ICT の活用などにより教育機会を確保することも求められている。</p> <p>・情報化が進展する中、ICT は特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段である。国の GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末の整備が行われたことから、特別支援教育充実の観点からも効果的な活用の促進が必要である。</p> <p>・日本語指導を必要とする児童生徒は年々増加している中、散在地域である本道の状況を踏まえ、ICT の活用を通じた適切な指導体制の構築や、きめ細かな支援、個々の実態に応じた学びの機会の提供等に ICT の持つ特性を最大限活用していく必要がある。</p> <p>・児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要である。また、子どもたちに ICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者等とも共通理解を図る必要がある。さらに、これからの情報化社会においては、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題を解決する力が一層求められる。</p>	<p>北海道教育推進計画 第2章2 (6) 体力・運動能力や健康教育</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (10) いじめ・不登校</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (4) 特別支援教育</p> <p>北海道教育推進計画 第2章2 (9) ICTの活用</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが授業のみならず、家庭等でも日常的にICT端末を活用した学習をする機会が増えていくと考えられることから、視力をはじめ、ICT機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響について配慮することが必要である。 ・高等学校における「情報Ⅰ」の必修修化や、大学におけるデータサイエンス教育の充実などを踏まえ、高大接続の観点からも、小学校段階からの体系的な情報活用能力の育成が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒がICT端末を使う際には、学校と家庭が協働して、健康への配慮を行うことが重要。学校や家庭でICT端末を使うときの約束や、健康面の留意点を確認し、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、健康リテラシーとして習得し、生活習慣として身に付けていくことが大切である。また、1人1台端末が整備されたことを踏まえ、平常時から1人1台端末を持ち帰り、自宅等での学習に活用することは、家庭学習の質の向上や非常時における学びの継続を円滑に行う観点から、積極的な取組が期待される。一方で、端末を持ち帰る場合、その重さによる児童生徒の身体への負担も増えることから、児童生徒の発達の段階に応じて、携行品の重さや量に配慮することも必要である。 ・高等学校における「情報Ⅰ」の必修修化や、大学におけるデータサイエンス教育の充実などを踏まえ、高大接続の観点からも、小学校から高等学校までの12年間を見通した体系的な情報活用能力の育成が必要である。 	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>(2) 教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、すべての教師が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用は有効である。 ICT が積極的に活用されるためには、あらゆる教職員が ICT を活用して指導する力を身に付けられるようにする取組が重要であり、各学校設置者において実施されている研修の充実や支援体制の強化が求められる。実際の授業を想定した主体的な校内研修なども、授業力の向上に大きな役割を果たすと考えられる。また、教員養成段階においても、ICT を用いた指導方法等の一層の充実が求められる。 ICT を特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる局面において ICT の特性を最大限に生かして活用することが重要であり、国が参考となる事例を広く周知することなどを通して、ICT の活用イメージを具体的に共有していくことが求められている。また、活用が進んでいない地域や学校に対する個別のサポートが必要である。 学校現場や教職員に対する ICT の専門家による助言や支援が必須であることから、学校設置者は、教職員を支援する体制として ICT 支援員の配置を充実させることが必要である。また、日本全国どの地域においても支援が行き届くようにするために、自治体間の連携を今後一層進める中で、市町村単位を越えた広域的な支援体制を構築することを目的とする GIGA スクール運営支援センターの機能を強化することが必要である。 ICT 支援員の活用や教員の研修受講が進んでいる地域ほど、教員の ICT 活用指導力が高いといった分析もあるところ、教職員の支援の充実を図っていく必要がある。 	<p>② 教員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教員が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用は有効である。 各学校におけるこれまでの教育実践の蓄積を生かしつつ、現状の課題を克服し、これからの時代のスタンダードとして、授業における 1 人 1 台端末の適切な活用が、全道の小・中学校、高等学校、特別支援学校等において確実に実践されるよう、ICT を活用した授業の目指す姿と、その実現に向けた具体的方策を示した「ICT 活用授業指針 (令和 2 年 (2020 年) 8 月)」を普及させる必要がある。また、教員養成段階においても、ICT を用いた指導方法等の一層の充実が求められる。 ICT を特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる場面において ICT の特性を最大限に生かして活用することが重要であり、国や本道における参考となる事例を広く周知することなどを通して、ICT の活用イメージを具体的に共有していくことが求められている。また、活用が進んでいない地域や学校に対する個別のサポートが必要である。 各学校が、ICT を効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでいくためには、教員の指導力向上はもとより、ICT に関して幅広い知識等を有する ICT 支援員など、外部人材を効果的に活用するとともに、国の「GIGA スクール運営支援センター整備事業」を活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化や各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備など、教員の ICT 活用に関する日常的な支援や児童生徒への技術的な支援などの授業支援、メンテナンスやトラブル対応などの環境支援などができる体制を整備していくことが必要である。 	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>・学校図書館は、「読書センター」機能のほか、ICTの活用を含めた、情報の収集・選択・活用能力を育成し、教育課程の展開に寄与する「学習センター」「情報センター」としての機能も有することから、各教科担当職員と司書教諭、学校司書がより一層連携し、教職員のICT活用能力を高めることが必要である。</p> <p>・感染症や災害等の学校教育への影響が避けられない状況にあっても、教師が対面授業とオンライン指導を組み合わせたハイブリッドの指導を行うことで、学びの継続を担保する、という局面は、今後も我が国が直面する可能性があることから、普段より非常時における対応の備えを十分にしておく必要がある。</p> <p>(3) ICTを活用するための環境の整備</p> <p>・全ての児童生徒が、学校におけるICTの活用を「当たり前」「日常的」なものとし、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICTの恵沢を享受できる学校の教育環境を整備することが重要である。</p> <p>・GIGAスクール構想により高速のネットワーク環境の整備が進んだものの、急速な整備により、従来明らかでなかったボトルネックも判明しつつある。例えば、学校内で一斉に接続しようとする通信速度が遅くなり、授業に支障が生じるといった課題も指摘されている。このようなことが要因となり、教師のICT活用に挑戦しようとする熱意や、児童生徒の学習への意欲を阻害することがないよう、上述のボトルネックをはじめとした利活用の阻害となる要因を特定し、必要な手立てを講じることが不可欠である。</p> <p>・大型提示装置やカメラ・マイクなど、授業の質を高める教室環境についても、高度化を進める必要がある。また、学校図書館は、公共図書館等との連携を図りながら、電子書籍を含めたICTの活用を進め、「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図るとともに、学習活動における学校図書館の積極的な活用を進めていく必要がある。さらに、学校外のネットワークなど、学校内にとどまらない環境整備についても、関係省庁と連携しながら進める必要がある。</p>	<p>・学校図書館は、「読書センター」機能のほか、ICTの活用を含めた、情報の収集・選択・活用能力を育成し、教育課程の展開に寄与する「学習センター」「情報センター」としての機能も有することから、これまでの教育実践とICT教育のベストミックスを図ることができるよう、各教科担当職員と司書教諭、学校司書がより一層連携し、教職員のICT活用能力を高めることが必要である。</p> <p>・1人1台端末の整備が始められた令和2年度以降、各学校では、臨時休業等の非常時における端末の家庭への持ち帰りに向けて、持ち帰りのルールづくりや保護者への説明、児童生徒への使用方法や情報モラルの指導等に取り組んできており、令和3年度までに全ての学校において、オンライン学習を実施できる体制が整備されているが、引き続き、全ての学校が非常時においても児童生徒の学びを確実に継続できるよう支援する必要がある。</p> <p>③ ICTを活用するための環境の整備</p> <p>・Society 5.0時代においては、社会のあらゆる場所で、ICTの活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのICT機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。</p> <p>・児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現していく上で、動画やアニメーション等の教材を活用することは効果的であり、そのための十分な通信環境を確保するとともに、専門家によるアセスメントなどにより、通信速度が遅くなるなどのICTの利活用の阻害となる要因を特定し、必要な対応を行う必要がある。</p> <p>・大型提示装置やカメラ・マイクなど、授業の質を高める教室環境についても、高度化を進める必要がある。特に本道においては、普通教室の大型提示装置整備率が全国平均を下回っているため、整備を充実させる必要がある。また、通信環境の整備された学校図書館の積極的な利活用を進めていくとともに、公共図書館等との連携を図りながら、電子書籍を含めたICTの活用を進め、「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図る必要がある。さらに、学校外のネットワーク整備など、学校内にとどまらない環境整備についても、国や市町村と連携しながら進める必要がある。</p>	<p>北海道教育推進計画 第2章2(9) ICTの活用</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における1人1台端末環境については、教科「情報」にとどまらず、新しい学習指導要領で目指す情報活用能力などの基盤的な能力を育成するために必要不可欠な環境であり、整備に遅れがみられる都道府県等に対し、さらなる促進を図る必要がある。 ・新しい時代の教育の在り方を踏まえたデジタル教育コンテンツについても、その充実と活用事例の横展開を図る必要がある。デジタル教科書については、令和6年度(2024年度)からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、令和4年(2022年)10月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講じ、学校現場での活用を推進する。 ・児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全にICTを活用できる基盤をつくることが必須である。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つようにする。 ・今後も起こり得る感染症や災害等の非常時において、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、家庭の通信環境の定期的な把握、支援措置(モバイルルータの貸与や通信費の支援等)や、平常時からの積極的な活用が求められる。この際、整備した機器を有効に活用・管理することや、契約時にスケールメリットを働かせる観点等から、GIGAスクール運営支援センターも活用し、複数の自治体が連携して取り組むことも有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習系の各システム、校務支援システムについては、市町村により導入システム等が異なることから、教員が市町村間で異動した場合においても、ICT環境が維持され、教員の負担軽減を図る必要がある。 ・道立高校における1人1台端末環境については、新たな学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力に新たに位置付けられており、全ての生徒がその能力を確実に身に付けることができるようにするため、学校が所有する端末等を貸し出すなど経済的な事情等への配慮を十分講じながら、個人所有の端末を持ち込む、いわゆるBYODの方法により1人1台端末の導入を着実に進める必要がある。 ・新しい時代の教育の在り方を踏まえたデジタル教育コンテンツについても、活用事例を普及し、充実を図る必要がある。デジタル教科書については、令和6年度(2024年度)からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、児童生徒に応じて、紙・デジタル、教科書・教材・学習支援ソフト等の多様な「学びの手段」を適切に組み合わせることのできる「ハイブリッドな教育環境」の整備の必要性などが示された令和4年(2022年)10月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、学校現場での活用を推進する。 ・児童生徒等の個人情報を適正に取扱い、各ガイドラインに沿った最適な情報セキュリティ対策を講じ、安全にICTを活用できる基盤をつくる必要がある。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつようにする。 ・今後も起こり得る感染症や冬期間の雪害等の災害等の非常時において、すべての学校が、臨時休業等の非常時においても児童生徒の学びを確実に継続できるように、市町村教育委員会に対し、家庭の通信環境の定期的な把握や支援措置の普及、平常時からの積極的な持ち帰り学習を促進する必要がある。この際、整備した機器を有効に活用・管理することや、契約時にスケールメリットを働かせる観点等から、市町村間で連携して取り組むことができるよう、サポートする必要がある。 	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることを目指す必要がある。教育データの活用により、EBPMによる政策改善や、効果的な教授方法の開発、優良事例の横展開などの可能性も高まり、教育の質の向上が期待されるため、必要な取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育データの活用に関する国の動向等を踏まえながら、個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることを目指す必要がある。 	
	<p>(4) ICT推進体制の整備と校務の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、ICTの活用は極めて大きな役割を果たし得るものである。各種調査や事務のデジタル化などにより、教職員を雑務から解放し、多忙感を軽減させるという視点も重要である。 ・国、学校設置者、学校それぞれにおいて、ICT教育推進のための必要な組織と体制を整備しなくてはならない。学校においては、ICT教育担当の教師に負担が過度に集中しないよう、校務分掌を適切なものとし、組織的な対応や改善を常に図る必要がある。 ・教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほど、ICTの活用が進んでいるといった研究結果もあり、教育委員会や管理職が責任をもって教職員を支援する体制を築き、チームとしてGIGAスクール構想を推進することが重要である。 ・GIGAスクール構想の推進にあたって、教育委員会内に専門の担当部署を設置したり、セキュリティやネットワークの在り方については首長部局と連携し取り組んだり、市町村間で情報共有する協議会などの枠組を構築したりするなど、推進体制の強化を図ることが重要である。その際、総合教育会議等を活用し、首長と教育委員会が施策の方向性を共有したうえで連携を図りながら対応することが重要である。 ・従来アナログに最適化されていた校務をデジタル化し、学校における働き方改革を前進させるため、クラウド活用による次世代の校務DXを進め、校務の効率化や教育データの利活用にも取り組む必要がある。 	<p>④ ICT推進体制の整備と校務の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでも教員業務支援員の配置等により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところであるが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、より積極的な対策を進めていく必要がある。 ・校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施など、ICTを積極的に活用した業務等の推進が求められる。令和4年度(2022年度)学校における働き方改革北海道アクションプランに係る取組状況調査では、授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を実施している又は今年度中に実施すると回答した学校の割合は98.2%となっており、ICTの活用指導力の向上や環境整備に努める必要がある。 ・教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほど、ICTの活用が進んでいるという国立教育政策研究所の研究結果もあり、教育委員会や校長が責任をもって教職員を支援する体制を築き、チームとしてGIGAスクール構想を推進する必要がある。 ・GIGAスクール構想の推進に当たっては、推進体制の強化を図ることが重要であり、専門の担当部署が中心となって推進するとともに、セキュリティやネットワークの在り方については、総合政策部と連携して取り組んでいる。また、各教育局管内で、学校におけるICT活用に関する知事部局との連絡会議を開催するなど、自治体間や学校間での情報共有を図る必要がある。 ・校務のデジタル化に向け、次世代の校務デジタル化推進実証事業や、校務DXガイドライン(仮称)の策定など国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用にも取り組む必要がある。 	<p>令和4年度北海道アクションプラン取組状況調査結果報告書</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>3. 計画期間 (第8条第2項第2号関係)</p> <p>・本計画は、今後5年間に取り組むべき施策の方向性について示すものである。ただし、技術革新のスピードが速い ICT 分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を加えるとともに、策定から3年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定するものとする。</p>	<p>3. 計画期間</p> <p>本計画は、今後5年間に取り組むべき施策の方向性を示すものである。ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、国の見直しに応じて適宜見直しを行い、国に合わせて次期計画を策定するものとする。</p>	
	<p>4. 学校教育の情報化に関する目標 (第8条第2項第3号関係)</p> <p>2. に掲げた4つの基本的な方針を踏まえ、以下のとおり、学校教育の情報化のための目標を設定する。</p> <p>あわせて、それぞれの目標の進捗について効果測定を行うための指標例を示す ([]内は測定手段)。国は、計画期間中の進捗状況に応じ、多面的な指標による効果測定を行うことが求められる。</p>	<p>4. 本道の学校教育の情報化に関する目標</p> <p>2に記載した4つの基本的な方針を踏まえ、以下のとおり学校教育の情報化のための目標を設定する。</p> <p>あわせて、それぞれの目標の進捗について、効果測定を行うための指標を設定する。</p>	
	<p>(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成</p> <p>・ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める。(指標)</p> <p>✓ ICT活用による児童生徒の変容 (ICTを使った勉強は役に立つと思うか、関心や意欲が高まるかなど) (全国学力・学習状況調査)</p> <p>✓ 児童生徒の情報活用能力の変容 (情報活用能力調査)</p> <p>✓ 情報化指導者養成研修など国・教育支援機構が実施する研修の実施状況 (オンラインの割合を含む。) (国・教職員支援機構による調査)</p>	<p>① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成</p> <p>・ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を育成する。(指標)</p> <p>✓ICT活用による児童生徒の変容 (ICTを使った勉強は役に立つと思う小・中学生の割合) 【全国学力・学習状況調査】 令和9年度 小100%・中100% (令和4年度 小68.7%・中57.3%)</p> <p>✓ICTを活用して自分に合った学習ができる高校1年生の割合【北海道高等学校学習状況等調査】 令和9年度 100% (令和4年度 75.9%)</p> <p>✓体育授業で授業中にICTを活用していると回答した小学校、中学校の割合【体育・保健・安全に関する調査】 令和9年度 小100%・中100% (令和4年度 小75.8%・中98.3%)</p> <p>✓不登校の児童生徒に対し、オンラインによる学習指導や教育相談を実施している学校の割合【児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査】 令和9年度 小・中90%、高100% (令和4年度 小:44.0% 中:49.6% 高:77.9%)</p> <p>✓遠隔授業で実施した教科・科目について、学びに対する興味・関心を高めることができたと感じた生徒の割合【COREハイスクール・ネットワーク構想に係るアンケート調査】 令和9年度 90.0% (令和4年度 79.7%)</p> <p>✓指導者養成研修など道教委が実施するICT活用研修の参加状況 (オンライン研修を含む。) 【道教委調べ】 毎年度 延べ13,000人 (令和3年度 延べ13,559人)</p>	<p>新規(国計画準拠)</p> <p>道教育推進計画指標 施策項目4</p> <p>道教育推進計画指標 施策項目8</p> <p>道教育推進計画指標 施策項目15</p> <p>道教育推進計画指標 施策項目19</p> <p>新規(国計画準拠)</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>(2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師のICT活用指導力やICT支援員など指導体制の強化を図るとともに、ICT活用に関する地域間の差を縮小させる。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 授業においてICTを活用して指導する能力 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査) 70.2%(2021年度)→100%(2026年度) ✓ 授業等におけるICT機器の活用頻度の地域差 (全国学力・学習状況調査) 1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合 小学校53.9%、中学校58.6%(2021年度)→100%(2026年度) ✓ 端末を個別最適な学びや協働的な学びに活用しているか (全国学力・学習状況調査) ✓ ICT支援員の配置状況、ICT活用教育アドバイザーの活動状況 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査等) ICT支援員:5620人(2021年度)→8000人(2024年度) ✓ GIGAスクール運営支援センター等の組織的支援体制を敷く自治体の割合 ✓ 高校の情報化担当教員のうち、免許状保有教員の人数の割合 83.3%(2022年) → 100%(2024年) 	<p>② 教員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の ICT 活用指導力や指導体制の強化を図るとともに、ICT 活用に関する教員の個人差を縮小させる。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 授業にICTを活用して指導することができる教員の割合 (上位10県の平均を100%とする) 【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】 令和9年度 100% (令和3年度 91.1%) ✓ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導することができる教員の割合 (上位10県の平均を100%とする) 【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】 令和9年度 100% (令和3年度 96.1%) ✓ 児童生徒一人一人に配備された ICT 機器を活用した授業が行われた学校の割合 【全国学力・学習状況調査】 令和9年度 小100%・中100% (令和4年度 小69.9%・中63.7%) ✓ 児童生徒同士がやりとりする場面で、児童生徒一人一人に配備されたICT機器を週3回以上使用している学校の割合 【全国学力・学習状況調査】 令和9年度 小100%・中100% (令和4年度 小41.4%・中35.8%) ✓ ICT支援員の配置状況【自治体における学校のICT関係決算状況等調査】 令和9年度 240人 (令和3年度 92人) ✓ GIGAスクール運営支援センター等の組織的支援体制を敷く市町村の割合 【道教委調べ】 令和9年度 100% (令和4年度 37% (GIGAスクール運営支援センターに限る)) ✓ 高校の情報科担当教員のうち、免許状保有教員の人数の割合 【道教委調べ】 令和9年度 100% (令和4年度 83.4%) 	<p>道教育推進計画指標 施策項目 13</p> <p>道教育推進計画指標 施策項目 13</p> <p>道教育推進計画指標 施策項目 13</p> <p>新規(国計画準拠)</p> <p>新規(国計画準拠)</p> <p>新規(国計画準拠)</p> <p>新規(国計画準拠)</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>(3) ICTを活用するための環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想により1人1台端末や高速大容量ネットワークが整備された中で、端末やネットワーク環境、大型提示装置等の学校ICT環境の整備を一層推進する。 ・端末の持ち帰りを含め、家庭学習におけるICTの活用体制を整備する。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 高等学校におけるICT環境整備状況、 高等学校における端末整備状況:2024年度までに全都道府県・政令指定都市で1人1台端末環境を整備 ✓ ネットワーク速度の実測値や、アセスメントの実施状況 ✓ 同時双方向型のウェブ会議システムを活用したオンライン学習が実施可能な小中高等学校の割合:100%(2027年度) ※一定期間以上休業した学校のうち、同時双方向型のウェブ会議システムを活用したオンライン学習を実施した小中高等学校等の割合:69.9%(令和4年1月11日~2月16日) ✓ 端末の持ち帰り状況や、臨時休業等の際のICT活用状況 端末の持ち帰り学習の準備状況:95.2%(2021年度)→100%(2026年度) 臨時休業等の際のICT端末の活用状況:84.4%(2021年度)→100%(2026年度) 	<p>③ ICTを活用するための環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIGA スクール構想により1人1台端末や高速大容量ネットワークが整備された中で、端末やネットワーク環境、大型提示装置等の学校 ICT 環境の整備を一層推進する。 ・端末の持ち帰りを含め、家庭学習におけるICTの活用体制を整備する。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校のインターネット接続率 (30Mbps以上) 【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】 令和9年度 100% (令和3年度 98.3%) ✓ 臨時休業等の際の同時双方向型のウェブ会議サービスを活用したオンライン学習を実施した小・中・高等学校の割合 【道教委調べ】 令和9年度 100% (令和3年度 76.1% 【国調査】) ✓ 臨時休業等の際の端末の持ち帰り学習の準備状況 【道教委調べ】 令和9年度 100% (令和3年度 100%) ✓ 臨時休業等の際のICT端末の活用状況 【道教委調べ】 令和9年度 100% (令和3年度 83.1%) 	<p>(達成済のため設定しない)</p> <p>新規(国計画準拠)</p> <p>新規(国計画準拠)</p> <p>新規(国計画準拠)</p> <p>新規(国計画準拠)</p>
	<p>(4) ICT推進体制の整備と校務の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ICTを活用した校務効率化 (児童生徒の出欠連絡、保護者への連絡・アンケート、会議書類作成等) の状況 [全国学力・学習状況調査] ✓ 学習評価や成績処理について、ICTを活用して、事務作業の負担軽減を図っているか (校務支援システムの活用等) [教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査] 	<p>④ ICT 推進体制の整備と校務の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT を活用した校務の効率化による働き方改革を推進する。 <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ICTを活用した校務効率化 (児童生徒の出欠連絡、保護者への連絡・アンケート、会議書類作成等) に取り組む学校の割合 【全国学力・学習状況調査】 令和9年度 小100%・中100% (令和4年度 小96.3%・中95.6%) ✓ 学習評価や成績処理について、ICTを活用して、事務作業の負担軽減を図っている自治体数 (校務支援システムの活用等) 【教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査】 令和9年度 全自治体 (令和4年度 136自治体) 	<p>新規(国計画準拠)</p> <p>新規(国計画準拠)</p>

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年(2021年)5月に「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)等が成立し、9月にはデジタル社会実現の司令塔としてのデジタル庁が新設された。同年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中では、我が国が目指すデジタル社会として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」が掲げられ、準公共分野の一つとして教育についても位置付けられている。本計画は、こうした政府全体の動きと軌を一にするものであり、関係省庁が連携して取り組んでいくことが重要である。 令和3年(2021年)1月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」にも示されているように、これからの学校教育について検討する際には、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないことに留意すべきである。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていくという考え方に立つべきである。 国、地方公共団体(教育委員会)、学校の役割を明確にするとともに、関係省庁間の連携や、様々な主体が一体となった取組を推進する。 <p>【国】 全国的な教育の機会均等や、教育水準の維持向上について責任を負う。また、ナショナルスタンダードとしての学校ICT環境について戦略目標を示し、リーダーシップをとって基盤整備を促進する。地方自治体や学校においてICTを効果的に活用した教育を実施するため、必要な支援を行う。本計画の周知を図り、学校教育の情報化が果たされるよう社会全体への旗振りを行う。</p> <p>【都道府県】 高等学校・特別支援学校等の広域的な対応を必要とする学校の設置者として、学校運営への支援や環境整備を含め、学校教育の情報化について直接的な責任を負う。広域的に市町村の学校教育の情報化に指導・助言するとともに、自治体間の連携の促進を図り、市町村の要望に応じてICT端末や通信契約の広域調達を含めたICT環境整備に対する支援を行う。</p>	<p>5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、学校教育情報化推進計画をはじめとする国全体の動きや、北海道における「北海道Society5.0推進計画(令和3年3月)」などの道全体の動きと軌を一にするものであり、国や道・道教委が連携して取り組んでいくことが重要である。 令和3年(2021年)1月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」にも示されているように、これからの学校教育について検討する際には、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないことに留意すべきである。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていくという考え方に立つべきである。 ・道、市町村、学校の役割の明確化、一体となった取組の推進 国計画に基づき、道及び道教委、市町村及び市町村教育委員会、学校の役割を明確にし、道及び市町村の関係部局間の連携や様々な主体が一体となった取組を推進する。 <p>【道教委】 高等学校・特別支援学校等の広域的な対応を必要とする学校設置者として、学校教育の情報化(学校運営への支援、環境整備など)について直接的な責任を負う。広域的に市町村教育委員会に対し学校教育の情報化について指導助言するとともに、自治体間の連携の促進や市町村教育委員会のICT環境整備に対する支援を行う。</p>	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>【市町村】 小中学校等の設置者として、学校教育の情報化(学校運営への支援、環境整備など)について直接的な責任を負う。</p> <p>【学校】 教育における最前線の現場として、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、児童生徒の資質・能力を伸長させる。</p> <p>・私立学校の施策の推進に当たっては、私立学校の自主性や建学の精神等を尊重することが重要であるが、私学の情報教育環境の整備の現状や地域の実情を踏まえることとする。</p>	<p>【市町村教育委員会】 市町村立小・中学校・高等学校等の設置者として、学校教育の情報化(学校運営への支援、環境整備など)について直接的な責任を負う。</p> <p>【学校】 教育における最前線の現場として、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、児童生徒の資質・能力を伸長させる。</p> <p>・私立学校の施策推進 私立学校の施策の推進に当たっては、私立学校の自主性や建学の精神等を尊重することが重要であるが、私学の情報教育環境の整備の現状や地域の実情を踏まえることとする。</p>	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
<p>第2部 総合的かつ計画的 に講ずべき施策 (各論)</p>		<p>1. 重点的に推進する方針を実現するための施策</p> <p>I 小学校から高等学校までの12年間を見通した児童生徒の学習の基盤となる資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を活用した情報活用能力の育成 国が作成した各学校種段階において身に付けさせるべき「情報活用能力の体系表例」を参考に作成した「学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を各学校に示し、各教員が学年、教科の特性や内容に応じた効果的なICTの活用を指導計画に位置付けるよう促すとともに、小・中、中・高の学校種間での円滑な接続に向け、小学校から高等学校までの12年間を見通した情報活用能力の育成を図る。 ・ICTを活用した授業改善等の推進 情報活用能力の育成に向けて、学校における取組の参考となる資料を作成するとともに、ICTを活用した授業改善の先進事例を収集し、道教委ICT活用ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に掲載して学校に普及するなどして、学校における教科等横断的な視点から教育課程の編成やカリキュラム・マネジメントの充実を図る。また、ICT活用に関する地域間や学校間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない学校の課題等の実態を把握し、その学校や市町村教育委員会に対して、課題に応じた指導助言を行う。 ・教員のICTの活用指導力の向上 学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校種段階において身に付けさせるべき情報活用能力の体系表例を踏まえ、教科等の指導において学年、学科の内容や特性に応じて効果的にICTを活用することができるよう、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実、ICT活用研修の充実、効率的な研修の実施に向け校内研修等で活用できる動画等研修資料の提供などにより、教員のICT活用指導力の向上を図る。 <p>II 本道の広域分散型の特徴を踏まえた遠隔授業・オンライン研修の推進による教育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道高等学校遠隔授業配信センター(T-base)における遠隔授業等の配信の充実 人口減少など社会の変化や、小規模校化した学校の生徒の多様な学習ニーズに対応しつつ、地域と連携・協働した魅力ある高校づくりを推進するため、配信センターからの遠隔授業を活用した教育課程の充実や教育活動の工夫・改善を図る。 	<p>北海道教育推進計画 施策項目13 ICTの活用推進</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目13 ICTの活用推進</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目19 地域と学校の連携・協働の推進</p>

区分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
<p>第2部 総合的かつ計画的に講ずべき施策 (各論)</p>	<p>1. 基本的な方針を実現するための施策 (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ①ICTの効果的な利活用の推進 ・ICTの効果的な利活用が図られるよう、学校現場での活用状況や課題を適切に把握しつつ、端末の活用に関するガイドラインの周知や、GIGA StuDx推進チーム9による情報の発信・共有を進める。</p> <p>・ICT活用に関する地域間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない自治体に対してその課題に応じた重点的な指導助言を行う。</p> <p>・児童生徒の情報活用能力について調査を行い、その結果を踏まえ、今後の施策の展開について検討する。 ※ICTの利活用は、児童生徒の情報活用能力が充実することで初めて効果的に実施できることに留意が必要である。</p>	<p>・義務教育段階での遠隔授業の推進 小規模校などで児童生徒間の多様な交流や専門家による指導が困難な場合に、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりすることができるよう、遠隔授業に関する参考事例を提供するとともに、市町村間・学校間の調整を行うなどして、市町村教育委員会や学校の取組を支援する。</p> <p>・オンライン研修の充実 教員が子どもと向き合う時間を確保しつつ、主体的に学び続け、自らの資質能力の向上に取り組むことができるよう、勤務校や勤務地に近接した会場において各種研修を受講することができるオンライン研修の拡充を図り、研修機会の確保や研修環境の改善・充実に努める。</p> <p>・感染症や雪害等による臨時休業時等における学びの保障 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症や、冬期間の雪害等による学校の臨時休業時等、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学びの保障に向けて、非常時の端末の持ち帰りについて必要な準備を進めるとともに、オンライン学習を実施している学校の効果的な事例等に普及や、指導主事等による学校訪問などを通じて、各学校の実情に応じた指導助言を行い、児童生徒の学びの保障の充実に図る。</p> <p>2. 基本的な方針を実現するための施策 (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ① ICTの効果的な利活用の推進 ・情報活用能力の育成に向けて、学校における取組の参考となる資料を作成するとともに、ICTを活用した授業改善の先進事例を収集し、ポータルサイトに掲載して学校に普及するなどして、学校における教科等横断的な視点から教育課程の編成やカリキュラム・マネジメントの充実に図る。【再掲】</p> <p>・国の端末の活用に関するガイドラインや、道教委で策定した「ICT活用授業指針」、ICTを活用した授業モデル等を周知し、ICT活用の推進を図る。</p> <p>・ICT活用に関する地域間や学校間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない学校の課題等の実態を把握し、その学校や市町村教育委員会に対して、課題に応じた指導助言を行う。【再掲】</p>	<p>北海道教育推進計画 施策項目 13 ICTの活用推進</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目 16 教員の養成～改革</p> <p>【再掲】</p> <p>【再掲】</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の興味・関心等を踏まえて、きめ細かく指導・支援するなど、1人1台端末などのICTを活用し、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。 ・高等学校においては、生徒がICTを日常的に活用することにより自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握したり、新たな学習方法を見いだしたりするなどして、自ら学び直しや発展的な学習を行うことができるよう、ICT機器を活用して情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供するなど、個に応じたきめ細かな学習指導を充実させるとともに、ICT機器を活用して探究活動の取組の成果を共有するなど、遠隔地の専門家や他の学校・地域や海外との交流などを促進し、ICTを効果的に活用する教育を実践する。また、入学者選抜学力検査問題の作成に当たっては、全国学力・学習状況調査の結果等を参考に、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力が育成されているかなど、子どもたちの学習の状況をみることでできるよう作成する。 ・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症や、冬期間の雪害等による学校の臨時休業時等、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学びの保障に向けて、非常時の端末の持ち帰りについて必要な準備を進めるとともに、オンライン学習を実施している学校の効果的な事例等の普及や、指導主事等による学校訪問などを通じて、各学校の実情に応じた指導助言を行い、児童生徒の学びの保障の充実を図る。【再掲】 ・平常時における端末の持ち帰りを推進するとともに、学習活動の重点化を行い、ICTを活用して授業の効率化と家庭学習を充実させ、個別の学習指導を行う、という家庭での学びを授業に結びつける新しい学習サイクル等の実践事例を収集し、ポータルサイト等で情報発信を行う。 ・1人1台端末等の持ち帰りも含めた学校の実践事例を収集し、市町村教育委員会や学校に対して周知するとともに、各学校において子どもの安全面や健康面に一層配慮した取組が行われるよう指導助言を行う。 	<p>北海道教育推進計画 施策項目3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成 (小・中学校)</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目4 新しい時代に必要となる資質・能力の育成 (高校)</p> <p>【再掲】</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>②情報活用能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高12年間を通じた情報活用能力の育成を推進する。その中で、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ学習指導要領に基づく取組を着実に実施する <p>・児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、専門人材の参画の促進、教員向け指導資料や児童生徒向け学習コンテンツの提供等により、情報モラルに関する指導を推進する。</p> <p>③健康面への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用における目など心身の健康面への影響について、各種調査結果や専門的知見も踏まえ、留意点を広く共有する。また、子供たちの近視の状況等については、調査により把握を行う。 	<p>② 情報活用能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が作成した各学校種段階において身に付けさせるべき「情報活用能力の体系表例」を参考に作成した「学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を各学校に示し、各教員が学年、教科の特性や内容に応じた効果的なICTの活用を指導計画に位置付けるよう促すとともに、小・中、中・高の学校種間での円滑な接続に向け、小学校から高等学校までの12年間を見通した情報活用能力の育成を図る。【再掲】 ・小学校の各教科等や中学校の技術・家庭（技術分野）におけるプログラミング教育を通して、児童生徒の論理的思考力を育むとともに、問題の発見、解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する資質・能力の向上を図る。 ・高等学校においては、プログラミング的思考を含む情報活用能力を育成していくことができるよう各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るとともに、必修科目「情報Ⅰ」等においてプログラミング教育の充実を図る。 ・ネット上のいじめやトラブルを防止するために、ネットパトロールによるネット上のトラブルの早期発見、早期対応の他、児童生徒や教員、保護者を対象とした、小学校段階から児童生徒の発達段階に則した情報モラルに関する指導資料を作成・周知するなどして情報モラル教育の充実を図る。また、保護者の責務として、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めることを積極的に周知する。 <p>③ 健康リテラシーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視力低下や睡眠障害など端末利用時の健康への配慮事項を記載した啓発リーフレットの活用のほか、小児科医や眼科医等の専門家の助言を得ながら、目の健康に関する実践研究に取り組み、その成果を広く周知するなどして、子どもたちが情報化の進展にも対応し、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための健康リテラシーの育成を図る。 	<p>【再掲】</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目6 STEAM教育の推進</p> <p>国教育の情報化の手引 追補版P60</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目14 いじめ防止の取組の充実</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目9 健康教育・食育の充実</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>④いじめ・自殺・不登校等の対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期把握、早期対応に向けた、1人1台端末等の活用による児童生徒の心身の状況の把握や教育相談等を充実させるため、各自治体における先行事例の普及等に努める。 <p>⑤障害のある児童生徒の教育環境の整備 (法第12条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒が、障害の状態等に応じて、在籍校において、学びの困難さを軽減するとともに、能力を引き出すような指導が受けられるよう、ICTを活用した支援の充実を図る。 <p>⑥相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 (法第12条及び第13条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気療養児等について、ICTを活用した教育支援が更に行われるよう、教育機会の確保に向けた取組を引き続き推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒について、1人1台端末を通じて教師とコミュニケーションを図り、ICTを活用した学習状況や成果を学校において適切に把握している事例や、教育支援センターにおいてICTを活用した支援を行っている事例の収集・発信などにより、学校現場での取組の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・これらの施策の実施に当たっては、これまでの新型コロナウイルス感染症対策のために行われた対応や教訓を十分に活用する。 	<p>④ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成や望ましい人間関係の構築等に向けて、児童会や生徒会活動での主体的ないじめ防止の取組や、自己有用感を高める心理教育プログラムを推進するなどして、子どもの健やかな成長を促す生徒指導を展開し、子どもが主体的に取り組むいじめの未然防止に向けた取組の充実を図る。 ・「死にたい」などの子どもの不安や悩み等の早期段階での把握に向けて、不安や悩みを抱えたときの対処方法を学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進や1人1台端末を活用した相談窓口の利用を促進するなどして、スクールカウンセラー等との連携による教育相談や、各種相談窓口の活用促進など、教育相談体制の充実を図る。 ・不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことができるよう、学習や相談等の情報を掲載した「(仮称) 不登校支援ポータルサイト」を開設するなどして、不登校の児童生徒やその保護者を支援する。 <p>⑤ 障がいのある児童生徒の教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち一人一人の障がいの状態等に応じたICTを活用した授業改善に向けて、各学校の効果的な取組事例を収集し、Webページ等を通して普及するほか、効果的なICTの活用方法等について、専門機関と連携した研究を行い、その成果を各学校に周知するなどして、教員のICT活用指導力の向上を図る。 <p>⑥ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのために通学して教育を受けることが困難な子どもに対して、最新技術やオンデマンド教材等の活用など、必要に応じて訪問教育とICTを活用した遠隔教育を組み合わせた指導を行うなどして、訪問教育を受ける子どもへの効果的な学習の推進を図る。 ・不登校や感染症の回避や疾病等のために登校しない子どもたちへの支援に向けて、学校と家庭を結んだオンライン学習や、1人1台端末を活用したオンラインでのカウンセリングなど、個に応じた学習や教育相談の機会を確保するなどして、ICTを活用した適切な支援を推進する。 	<p>北海道教育推進計画 施策項目 14 いじめ防止の取組の充実</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目 14 いじめ防止の取組の充実</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目 5 特別支援教育の推進</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目 5 特別支援教育の推進</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目 15 不登校児童生徒への支援の充実</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>⑦日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒について、ICTを活用することにより、一層の教育の充実に向けた取組を進める。また、教育委員会と外部機関等の連携による、広域におけるオンライン指導の促進を図る。 ・遠隔による日本語指導や、大学・NPO等の外部機関の協力を得て行うオンラインの日本語指導等の実施を促進することにより、日本語指導等のノウハウが蓄積されていない学校においても適切な指導を実施できるような体制を構築する。 ・日本語指導が必要な児童生徒の教育的なニーズを踏まえ、日本語指導や教科指導に適したデジタル教材等の活用による指導の充実を図る。 ・多言語翻訳機器・アプリ等を活用し、日本語指導が必要な児童生徒に対する教科指導中の支援、生活面での支援等の充実を推進する。また、外国籍等の保護者との連絡や就学・進学相談等における多言語翻訳機器・アプリ等の活用を促進することにより、学校と保護者の連携を推進する。 	<p>⑦ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒に対して、生活面の適応、日本語学習、教科学習などの指導や支援を適切に行うことができるよう、ICTを効果的に活用し、有識者と指導主事が指導助言するとともに、教員研修の実施や優れた事例の提供、多言語翻訳機の貸与など、市町村教育委員会や学校の取組を支援する。 	<p>北海道教育推進計画 施策項目 13 ICTの活用の推進 施策項目 18 学びのセーフティネット</p>

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>(2) 教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保</p> <p>①学校の教職員の資質の向上 (法第14条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるような姿を目指し、養成・採用・研修の各段階にわたり教師のICT活用指導力を切れ目なく向上させる。その際、「教員のICT活用指導力チェックリスト」(平成30年6月21日「教員のICT活用指導力チェックリストの改訂に関する検討会」)を踏まえ、多様な研修等の充実を図る。 一方で、ICTを活用した指導に対して不安や課題を持つ教師も少なくないため、定期的に教師が理解を深められるオンライン研修などの実質的な機会を増やす。 これらの研修の充実にあたっては、学校管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校司書など、ICTを活用した教育活動に携わる多様な教職員の受講についても十分配慮する。 教員養成段階においては、令和4年度(2022年度)入学生から、小学校、中学校、高等学校の課程において、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する科目の1単位以上の履修を必修化するなど、ICT活用指導力の向上を図る。 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう、ICT活用実践事例の創出・収集・普及や指導資料の作成・周知を行う。 教員免許更新制の見直しを踏まえ、オンライン研修の充実などにより、ICT活用指導力の向上を含む教師の資質能力の向上と負担の軽減を両立する。 <p>②人材の確保等 (法第18条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の民間企業や、大学生、企業退職者などの学校を支援する意欲と能力を持つ者など、様々な専門人材の参画により、地域の力を学校の中に取り込み、組織的に学校をサポートする体制を築く。 	<p>(2) 教員のICT活用指導力の向上と人材の確保</p> <p>① 学校の教員の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校種段階において身に付けさせるべき情報活用能力の体系表例を踏まえ、教科等の指導において学年、学科の内容や特性に応じて効果的にICTを活用することができるよう、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実、ICT活用研修の充実、効率的な研修の実施に向けた校内研修等で活用できる動画等研修資料の提供などにより、教員のICT活用指導力の向上を図る。その際、「教員のICT活用指導力チェックリスト」(平成30年6月21日「教員のICT活用指導力チェックリストの改訂に関する検討会」)を踏まえ、多様な研修等の充実を図る。【一部再掲】 ICTを効果的に活用し児童生徒の資質・能力を確実に育成することができるよう、研修内容については、ICT活用の具体的な実践やICT活用を推進する校内体制の構築に係る双方向の協議や演習、専門家を講師とした講義等を取り入れるとともに、研修の実施にあたっては、遠隔会議システムやオンデマンド教材の配信を拡充し、教員が勤務地を離れることなく受講できる仕組みを整備し、教員の負担を考慮した質の高い研修の充実に努める。【一部再掲】 教員の研修の機会をいつでも確保できるよう、短時間の研修動画「いつでも研修」プログラムをポータルサイトに掲載して、教員のICTの活用を支援する。 教員養成段階においては、教員養成大学に「北海道における教員育成指標 (ICTや情報・教育データを利活用する力)」の周知・啓発を図り、ICTを活用した実習の講義の充実を働きかけるなど、ICT活用指導力の向上に向けたカリキュラム整備を促進する。 教員免許更新制の発展的解消に伴い、教職員の主体的・自律的な学びを一層促進するため、オンラインによる遠隔研修やオンデマンド教材配信を拡充し、勤務地を離れることなく、効果的・効率的に受講できる仕組みを整備し、教職員の負担を考慮した質の高い研修の充実に努める。【一部再掲】 <p>② 人材の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の学校DX戦略アドバイザーや道立学校の情報セキュリティに関するアドバイザーの活用など、専門的知識を有する外部人材を活用して、組織的に学校をサポートする体制づくりや校内のマネジメントを促進する。 	<p>【一部再掲】</p> <p>【一部再掲】</p> <p>【一部再掲】</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目13 ICTの活用の推進</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>・令和4年度(2022年度)より共通必修科目として「情報I」が新設されることなども踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。</p> <p>・ICTを活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有するICT支援員などのICT人材の確保を促進する。その際、企業や大学とも連携し、地方公共団体がICT人材を確保しやすい仕組みを構築するとともに、地方公共団体のICT人材の確保や遠隔によるサポートも含めた活用の事例を収集して、全国に展開する。</p> <p>・地方公共団体に対し、情報セキュリティなどの専門家を含め、ICT活用教育アドバイザーを派遣し、各地域におけるICT環境整備に向けた課題解決を支援する。</p> <p>(3) ICTを活用するための環境の整備 ①学校におけるICTの活用のための環境の整備(法第15条関係) ・GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について関係省庁で検討し、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。その際、全国一斉の整備の更新期を見越した今後の持続可能性や、ICT教育の先進国がICTインフラやコンテンツの充実化に注力していること、その時点での端末の水準に照らし、機能・品質などに支障がない範囲での端末のリユースやリサイクルの可能性など、効率的な整備の方法も検討する。</p> <p>・高等学校段階の1人1台端末については、義務教育段階で学んだ児童生徒が高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す。</p>	<p>・高等学校情報科担当教員について、教員採用選考での「情報」免許所有者の継続的な採用や適正な配置のほか、大学等と連携し継続的な人材育成を図る。また、道教委が実施する「高等学校各教科等教育課程研究協議会」など研修の充実や支援体制の強化により、情報科担当教員のICT活用指導力の向上に努める。</p> <p>・ICTを活用した教育活動を充実させるため、道立学校においてICTの技能や知見を有する外部人材(ICT支援員等)による支援を検討する。また、それぞれの地域における「デジタル田園都市国家構想」による企業・産業のDXに必要なデジタル人材の育成・確保の取組との連携や、地域おこし協力隊制度の活用などにより、市町村教育委員会に対してICT支援員等の人材の確保を促進するとともに、ICTの活用を支援できる学校職員の育成に向け、学習指導員や教員業務支援員など学校の教育活動の補助を行う職員等にICT活用研修を実施するほか、人材確保に向けた相談対応や活用事例の普及などにより市町村教育委員会を支援する。</p> <p>・教員の採用選考検査について、ICT活用能力を有する教員を確保できるような方法や内容となるよう、不断に見直しを行い、本道が求める資質能力を十分に備えた教員の採用に取り組む。</p> <p>(3) ICTを活用するための環境の整備 ①学校におけるICTの活用のための環境の整備 ・GIGAスクール構想によって整備されたICT環境が適切に維持・管理されるよう、端末の利用に関する問い合わせ先や、故障・破損・紛失・盗難、ネット上のトラブルが発生した場合の対応手順や連絡先を予め定め、家庭・保護者と学校・学校設置者間で共有するなど、自校におけるICT環境整備の方針を明確にするとともに、次期端末更新期を見据え、児童生徒が家庭等のあらゆる場所において端末を有効に活用して学ぶことができるよう、関係者と緊密に連携して、学校外においても端末を安全・安心に利用することができる環境を整え、学校での対面授業とオンライン学習のハイブリッド型の学びのサイクルの構築に取り組む。</p> <p>・道立高等学校等については、個人所有の端末を持ち込むBYODの手法による1人1台端末の効果的な活用を促進する。また、端末の所有が困難な生徒に対して、学校が所有する端末等を貸し出すなど経済的な事情等への配慮を十分講じながら、道立高等学校等における学びの充実を図る。加えて、授業におけるBYOD端末の使用状況等を把握し、各学校の規模や学科構成等を勘案しながら、学校に整備するリースパソコンの必要セット・台数について別途方針を定める。</p>	<p>北海道教育推進計画 施策項目13 ICTの活用の推進</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目13 ICTの活用の推進</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの回線速度や普通教室以外への整備、指導者用端末の整備など、活用が進みつつある中で明らかになっている課題について、解決に向けて関係省庁が連携して一つずつ取り組む。 ・全国どの地域においても児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、定期的なアセスメントの実施による阻害要因の検証、改善を進めるとともに、国立情報学研究所の学術情報ネットワークSINETの活用や、5Gなど移動通信システムの整備の進捗なども含め、学校内外のネットワーク環境の整備を進める。 ・経済的な理由等により通信環境が整っていない家庭等に対しては、端末の持ち帰りに当たり各自治体が可搬型通信機器の貸与や通信費の支援を行えるよう、引き続き必要な措置を講ずる。 ・教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進する。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞った上での校務支援システムのクラウド化を促進する。このため、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化のモデルケースの創出と、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替を促進する。 (※) クラウド化に当たっては、教室や出張先、自宅などどこからでも安全に校務を処理できるようにするという利便性と、児童生徒に関する機微情報（成績情報等）を取り扱う上での十分なセキュリティの確保の両面が重要である。 ・学習系の各システムや校務支援システムについては、教育データの標準化の状況を踏まえ、各システム間での相互運用を踏まえた導入・更改を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末など ICT 機器を効果的に活用するために十分な通信環境の確保のため、ICT 活用サポートデスクによる支援を実施するとともに、専門家によるアセスメントの実施や通信環境の整備について必要な指導や助言に努めるなど、道内すべての地域で児童生徒が ICT を快適に活用できる環境を確保する。 ・道立学校の教育情報通信ネットワーク（スクールネット）について、北海道教育大学と連携して、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINET の活用などにより学校における通信速度を確保するとともに、GIGA スクール構想により整備した校内情報通信ネットワークの適切な運用を行う。 ・ICT を活用したオンライン学習環境を確保するため、経済的な理由等により通信環境が十分に整っていない家庭に対し、就学援助や国の補助金等を活用した通信環境の整備への支援を促進するなどして、全ての児童生徒の学びを保障することできるよう努める。 ・国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策などの将来像を検討する。その際、学校が情報セキュリティ対策について、過度に意識する必要のないシステム構築の在り方を検討する。 ・学習系の各システムや校務支援システムについては、市町村により異なることを踏まえ、導入状況等を把握し、情報共有するとともに、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を促進する。特に校務支援システムについては、教職員の異動に伴う校務の ICT 環境を維持できる共同利用型の北海道公立学校校務支援システムの導入の促進を図る。 	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・過度なフィルタリングにより学習に必要なコンテンツにアクセスできない状況について実態を把握し、必要な対策を講ずる。 ・教育の情報化や、デジタル時代における多様な情報を活用した学習を図る上で、授業目的公衆送信補償金制度の活用を促進するため、本制度の周知を図るとともに、授業の目的以外においても著作物の正しい利用が行われるよう普及啓発・教育を行う。 ・1人1台端末環境の下、情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用機(新JIS規格)の整備を促進する。 ・児童生徒が、学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるCBT(Computer Based Testing)システムであるMEXCBT(メクビット)の活用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過度なフィルタリングにより学習に必要なコンテンツにアクセスできない状況について実態を把握し、学校や市町村教育委員会に対して必要な対策を講ずる。 ・教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために著作物を、クラウドなどインターネットを介して送信などする場合に必要な授業目的公衆送信補償金の制度について、市町村教育委員会に周知し、利用を促進するとともに、児童生徒が著作権に対する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、国の著作権教育用コンテンツの活用を促進するなどして、学校の教育活動を支援する。 ・情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用機の整備や、学校備品及び生徒持込の端末に係る物損保証制度の確認や修繕費用等の取扱いなど、端末を使いやすい環境整備に向けた検討を行う。 ・国や地方自治体等の公的機関が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができる文部科学省のCBT(Computer Based Testing)システムであるMEXCBT(メクビット)について、優れた取組事例の普及など、各学校や市町村教育委員会における授業や家庭学習等での活用を促進する。 ・ICTの活用例としては、デジタル教科書などを活用して授業内容の理解全般を助けるもののほか、例えば、視覚障がいであれば、文字の拡大や音声読み上げ、聴覚障がいでは、音声を文字化するソフトや筆談アプリ等のコミュニケーションツール、知的障がいでは、動画やアニメーション機能を活用した学習内容を具体的にイメージする情報提示、肢体不自由では、大型スイッチ、視線入力装置による表現活動の広がりやコミュニケーションの代替、病弱では、病室と教室を結ぶ遠隔教育のシステム、発達障がいでは、書字や読字が難しい人にとってのコンピュータを用いた入力や音声読み上げなど、障がいの状態等に応じた指導の充実に大きく寄与していることから、児童生徒の障がいに応じた補助装置等の整備を推進する。 	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>②教育データの利活用、教育DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル庁と文部科学省等の関係省庁が連名で策定した「教育データ利活用ロードマップ」も踏まえつつ、1人1台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意した上で、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用を推進する。全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、更なる標準化を推進し、文部科学省「教育データ標準」を改定するとともに、全国の学校現場で公教育データの活用ができる環境を構築し、「公教育データ・プラットフォーム」の構築等を通じた政策改善等に向けた活用についても検討する。 校務のデジタル化を帳簿の電子化に留めず、学習系のシステムやデータと有効に連携させるなど、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す教育DXを加速する。 児童生徒一人一人のIDについては、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する。特に、学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を令和4年度(2022年度)までに検討し、検討結果を踏まえ、令和5年度(2023年度)以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。 	<p>② 教育データの利活用、教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校段階で実施する学力調査等を活用し、小・中・高を通じた学力の状況を系統的に把握、分析するとともに、主体的に学習に取り組む態度と思考力・判断力・表現力の関係など、資質・能力の観点ごとの分析結果を踏まえ、ICTを活用した授業改善、様々な能力をバランスよく把握し指導の工夫に生かすチャレンジテストや公立高等学校学力検査問題等の改善に取り組む。併せて、発達の段階に応じた学習習慣の定着や学習意欲の向上の観点から、学校と家庭の連携による効果的な家庭学習の推進など、優れた事例の普及などを含め、学力向上の施策として、市町村教育委員会とも連携しながら推進する。 国が進める教育データ標準化に関する検討状況や、次世代の校務デジタル化推進に関わる動向を注視しながら、校務系データと学習系データ、行政系データとの連携の在り方やビッグデータの生成、利便性の高いクラウドツールの積極利用などの検討を進め、学校DXを推進する。 	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>③デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し（法第10条及び第11条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度（2024年度）を見据え、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講ずる。 ・あわせて、学習指導要領コードの活用等を通じた、デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）との連携など、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。また、デジタル教科書を利用可能とするネットワークの在り方やデータの扱いについて、実証の結果も踏まえて整理を進め、具体的な実装を進める。 ・1人1台端末の効果的な活用について優良な実践事例を共有するとともに、公民館、図書館、博物館等の地域の社会教育施設等との連携も図りながら児童生徒が活用できる教育コンテンツを充実させる。 ・EdTech事業者をはじめとした民間事業者の取組への支援などにより、民間企業の推進力を活用する。 ・探究学習のためのデジタル教材を掲載した「STEAMライブラリー」の活用事例を創出し、優良な事例の普及・展開を推進するとともに、外部コンテンツとの連携も含め、プラットフォームの持続的な運用について検討する。また、学習指導要領コードとコンテンツの連携等に取り組むことで、学校現場での活用を推進する。さらに、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する「サイエンスポータル」におけるSTEAM情報の発信を進める。 	<p>③ デジタル教材等の普及促進、デジタル教科書の効果的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度以降の小・中学校等のデジタル教科書の段階的な導入を見据え、国の実証事業を活用しながら、道内におけるデジタル教科書を用いた好事例を収集・発信し、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。 ・デジタル教材等を効果的に活用した取組を推進し、クラウドを活用して教材を教員間で共有するとともに、教科等横断的な学習や探究的な学習において、観察・実験を記録した映像やプレゼンテーションソフト、メタバースを活用するなど、ICTの効果的な活用を推進する。 ・公民館、図書館、博物館等の地域の社会教育施設等との連携も図りながら1人1台端末の効果的な活用について事例を収集し、ポータルサイト等に掲載するなどして実践事例を共有するとともに、国が作成する教育コンテンツの普及を図る。 ・学校の実情に応じて、EdTech 事業者をはじめとした民間事業者の知見を活用し、学校における ICT 活用を推進する。 	<p>北海道教育推進計画 施策項目 13 ICT の活用推進</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目 6 STEAM 教育の推進</p>

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>④個人情報の保護・情報セキュリティ対策等 (法第17条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、家庭用端末の活用を含め、利用するネットワーク・場所にとらわれないセキュリティ対策を目指す。その際、個人情報の保護等に十分に配慮しながら、データ利活用のメリットを活かせるよう、安全・安心な利活用が図られる仕組みやルールを構築する。あわせて、個人情報等については学校や教育委員会の参考となる留意事項を策定する。 ・セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改訂など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する。 <p>⑤著作権への理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、スマートフォン等を用いて誰もが動画等の著作物の創作を行い、他人の著作物を利用するような状況になったことを踏まえ、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、学校現場で活用できる著作権教育用コンテンツの充実に取り組む。 	<p>④ 個人情報の保護、情報セキュリティ対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを安全・安心に活用するため、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき端末やクラウドサービスのパスワードを適切に扱うほか、個人情報の流出事案やウイルス感染が発生しないよう、道立学校に対し北海道教育委員会情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ対策を徹底するとともに、個人情報等の取扱いについて十分留意するよう指導する。 ・市町村教育委員会に対し、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき情報セキュリティポリシーを適切に定め、遵守するとともに、学校における情報セキュリティの確保や個人情報の保護等に取り組むよう働きかけ、児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する。 <p>⑤ 著作権への理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために著作物を、クラウドなどインターネットを介して送信などする場合に必要な授業目的公衆送信補償金の制度について、市町村教育委員会に周知し、利用を促進するとともに、児童生徒が著作権に対する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、国の著作権教育用コンテンツの活用を促進するなどして、学校の教育活動を支援する。【再掲】 	<p>【再掲】</p>

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<p>(4) ICT推進体制の整備と校務の改善</p> <p>①学習の継続的な支援等のための体制の整備 (法第16条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、学校設置者が、ICT推進を担当する組織体制の整備、ICT支援員をはじめとする専門人材の配置や、GIGAスクール運営支援センターを活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進める。 情報担当者など特定の教職員に負担が偏ることのないよう、管理職の責任で適切な校務分掌や校内の連携体制の構築が行われるよう支援する。 都道府県による市町村の支援や、広域的な自治体間の連携の促進を検討するとともに、定例の協議会を開催することや、オンラインで課題や事例等の情報を集約・発信する場を設ける。 <p>②情報化による校務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類作成や情報共有、採点・集計作業などについて、デジタルの活用によって効率化を進める。ICTを活用した校務効率化に関する優良な実践事例について、事例集や動画などにより広く周知する。 教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化を進め、データの相互運用性の確保を推進するとともに、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、就学事務システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について検討する。 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進する。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞った上での校務支援システムのクラウド化を促進する。このため、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化のモデルケースの創出と、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替えを促進する。【再掲】 	<p>(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善</p> <p>① 学習の継続的な支援等のための体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT を活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、本道における学校の ICT 推進を担当する組織体制として、北海道教育庁 ICT 教育推進局 ICT 教育推進課が中心に教育庁各課や教育局、所管機関、知事部局が連携し、各学校において専門人材や民間事業者を含む組織的な支援体制を強化できるよう、各学校及び市町村教育委員会を支援する。 各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的に ICT 活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程における ICT 活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となった取組の充実を図る。 各教育局管内で、学校における ICT 活用に関する知事部局との連絡会議を継続して開催するほか、道と全市町村で構成する「北海道 GIGA スクール推進協議会」を定期的に開催し、市町村が所管の学校を自立的に支援することができるよう、オンラインで課題や事例等の情報共有・発信を行う。 <p>② 情報化による校務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮して ICT を積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。 国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策や、各システム間での相互運用などの将来像を検討する。その際、学校が情報セキュリティ対策について、過度に意識する必要のないシステム構築の在り方を検討する。【再掲】 	<p>参考記述・意見</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目 13 ICT の活用推進 施策の方向性 30</p> <p>北海道教育推進計画 施策項目 17 働き方改革の推進</p> <p>【再掲】</p>

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度(2022年度)中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。 ・働き方改革の観点から、教師は教師にしかできない仕事に集中し、それ以外の業務をデジタルも活用して可能な限りアウトソーシングすることを促進する。その際、ICT端末やグループウェア等も積極的に活用し、効率化と業務の質の向上を目指す。 <p>2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点</p> <p>① 調査研究等の推進 (法第19条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT教育の先進国など、他国における学校教育の情報化の現状を、我が国が採るべき戦略の参考とする。効果的な教育方法や教材、健康への影響など、国内外の先行的な調査研究の整理を進める。紙の教科書とデジタル教科書に関して、効果的な学びを実現するための最適な組合せや、教育上の効果について検証を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・EBPMや政策評価の結果を踏まえて、計画の推進や見直しを適宜行う。GIGAスクール構想の政策効果についての検証を、内閣府や専門家と連携して進める。 <p>②関係者の共通理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校設置者、学校、保護者等の関係者が、ICT利活用の方針や使用ルール等について共通理解を図れるように促す。 <p>③国民の理解と関心の増進 (法第20条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者をはじめとして広く国民の理解と関心を高めるため、広報や啓発、アンケートなどを実施する。 <p>④地域、大学や民間事業者等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1部5. に示した国、都道府県、市町村、学校の役割分担の下、産学官民の様々な主体が連携した取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革の観点から、校務の効率化による教職員の事務作業時間の減少を図るため、ICTを積極的に活用した業務を推進し、学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を図るよう促す。 <p>3. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策を勘案し、地域の実情に応じた学校教育の情報化のための施策の推進 (法第21条関係) 道教委は、国計画や国計画に基づく施策を勘案し、北海道の地域の実情に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の共通理解の促進 学校設置者、学校、保護者等の関係者が、ICT利活用の方針や使用ルール等について共通理解を図れるように促す。 <ul style="list-style-type: none"> ・道民の理解と関心の増進 本計画の推進に関して、保護者をはじめとして広く道民の理解と関心を高めるため、広報や啓発、アンケートなどを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域、大学や民間事業者等との連携 第1部5. に示した道、市町村、学校の役割分担の下、産学官民の様々な主体が連携した取組を進める。 	

(仮称) 北海道学校教育情報化推進計画素案 (たたき台) 国計画対比表

区 分	国計画	道計画素案 (たたき台)	参考記述・意見
		<p>・SDGsの推進</p> <p>道では、2018 (平成30) 年12月、SDGsのゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしている。</p> <p>本計画は、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の主に以下のゴール (ターゲット) の達成に資するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴール4 (ターゲット4.1、4.3、4.4、4.5) ・ゴール17 (ターゲット17.14、17.17) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育を みんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> </div> </div>	